# 第3章

# 第3章 保存·管理

## 第1節 関係する法令と土地利用

#### (1) 関係法令等

文化的景観の選定申出を行う範囲全域が景観計画区域に含まれ、景観法に基づく景観条例に定められた行為について届出が義務付けられている。あわせて、最上川と月布川、市の沢川は河川法の対象となる一級河川である。さらに都市計画法に基づく大江町都市計画区域や文化財保護法に基づく史跡など、各種法令等により土地利用が制限され、無秩序な開発が抑制されている(表  $1\sim3$ 、図  $7\sim9$ )。

一方で、都市計画に定められた都市計画道路の一部は、内町・横町通り沿い等における文化的景観保存のために調整を図る必要がある。

表 1 関係法令と行為規制一覧 1

根拠法令	法令の目的	法令の対象 (法令に基づ く計画等)	行為規制の内容	許可・届出等	申出範囲における 対象範囲
景観法	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	景観計画区域	町条例による	景観行政団体の長への届出	全域
大	本町の自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた舟運文化が薫る景観の保全と優良景観の形成に必要な事項及び景観法の規定に基づく事項を定めることにより、町民と行政の協働による景観形成を図り、暮らしの快適性と美しさが調和するまちづくりを推進することを目的とする。	景 観 計 画 域 (大江町、大江町、田田 では、日本	・建築ない、はす若色、、はす若色、、はす若色、、はす若色、、はす若色、、はす若色、、とは変ををとくのとなり、一般をでは、ないの若をない。とは変をは、ないの若をない。とは変をは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、はず若色、、はずないがいが、はずないがいが、はずないがいがいがいがいがいががいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがいがい	町長への届出	全域

表 2 関係法令と行為規制一覧 2

	我 之	<b>小ДコCコ</b> ‰			
根拠法令	法 令 の 目 的	法令の対象 (法令に基づ く計画等)	行為規制の内容	許可・届出等	申出範囲における対象範囲
文 化 財保 護 法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	国指定史跡 (史跡左沢 楯山城跡保 存管理計画)	・滅失、き損、亡失、 盗難 ・所在場所の変更 ・現状変更、史跡の保存に影響を及ぼす行 為	文化庁長官の届出・許可	楯山地区の一 部(史跡左沢 楯山城跡)
		埋蔵文化財包蔵地	<ul><li>・遺跡の発見</li><li>・遺跡の発掘</li><li>・遺跡の発掘調査</li></ul>	文化庁長官への 届出・通知	全域に含まれる埋蔵文化財 包蔵地
大江町文化 財保護条例	文化財保護法(第98条第2項の規定に基づき、同法)又は山形県文化財保護条例の規定による(指定をうけた)文化財以外の文化財で、本町の区域内にあるもののうち町にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とする。	町 指 定文 化 財	・所有者の変更 ・滅失、き損、亡失、 盗難 ・所在場所の変更	町教育委員会へ の届出	左沢町場地区 の一部(巨海 院山門、墓、 直次のの墓、 大江町立歴 と (俗資料館)
大江町史跡 公園の設置 及び管理に 関する条例	郷土の貴重な史跡を歴史遺産として保存と活用を図り、文化的生活の向上に寄与するため、大江町史跡公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。	左沢楯山城 史跡公園 (史跡指定地)	竹木の伐採、土石若 しくは植物の採取、 土地の形質の変更な ど	教育委員会の許 可又は禁止	楯山地区の一部(史跡左沢 楯山城跡)
河 川 法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。	河川 ( 域管 理を含む)	・流水の占用 ・土地の占用 ・土石等の採取 ・工作物の新築、改築、 除却 ・土地の掘削、盛土等	河川管理者の許 可	最上川地区全 域及び左沢町 場地区の一部 (月布川と市の 沢川の河川区 域)
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	都 市 計 域 (山形県都市計画マスタープラン、江 本 第 2 次 大 正 マスタープラン)	・開発行為 ・都市計画事業	県知事の許可・ 認可	左沢町場地区 の全域及び楯 山地区と最上 川 地 区 の 一 部 (大江町都 市計画区域)

#### 表 3 関係法令と行為規制一覧 3

		ボムコここ気			
根拠法令	法令の目的	法令の対象 (法令に基づ く計画等)	行為規制の内容	許可・届出等	申出範囲における 対象範囲
農地法	国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、がに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、東でとに対する食料の安定と国内の農業生産の判のを図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。	農地	・農地又は採草放牧地の権利移動 ・農地の転用のための権利 移動 ・農地又は採草放牧地の転用のための権利 移動 ・農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等	町農業委員会の許可県知事の許可	左沢町場地区 及びが離山地る に含まれる農 地
農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要	農用地区域 (大江農業 振興地域 整備計画)	・宅地の造成、土石の 採取その他土地の形 質の変更、建築物そ の他の工作物の新築・ 改築・増築	県知事の許可	左沢町場地区 の一部
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。	な止落保 (地計町変 だ保石安 上域画森村計 の大変 大森大整画	・土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する 行為 ・立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の 採取、土石・樹根の 採掘、開墾その他土地の形質を変更する 行為 ・択伐、間伐	県知事の許可県知事への届出	楯山地区の一 部
鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律	るとともに、鳥獣による生活環境、農 林水産業又は生態系に係る被害を防止	鳥獣保護区 特定猟具使 用禁止区域	鳥獣の捕獲等又は鳥 類の卵の採取等	環境大臣の許可県知事の許可	左沢 左 沢 所 展 護 場 地区の一部 保 期 県 世区の一年 2 年 2 年 3 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5

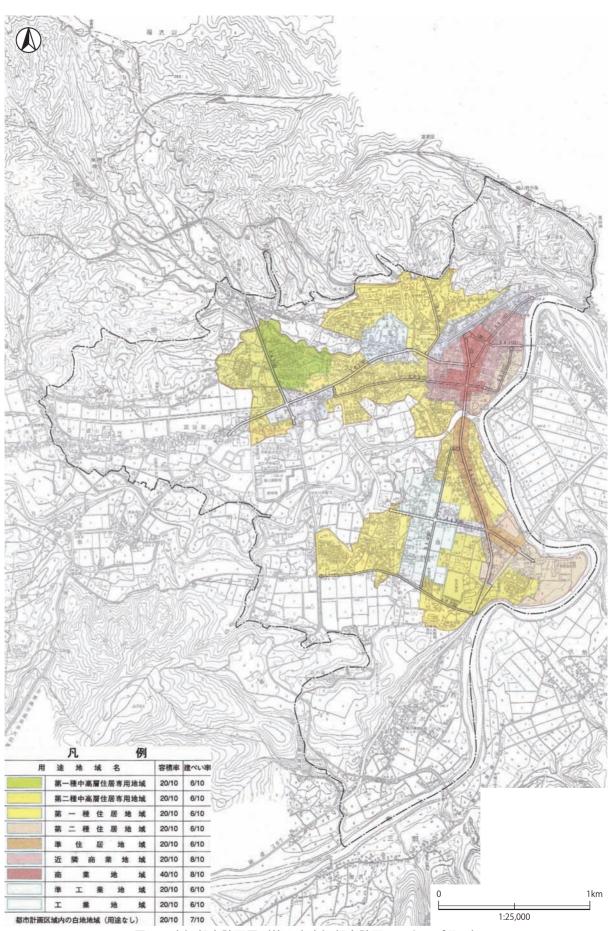


図7 大江都市計画図 (第2次大江都市計画マスタープラン)

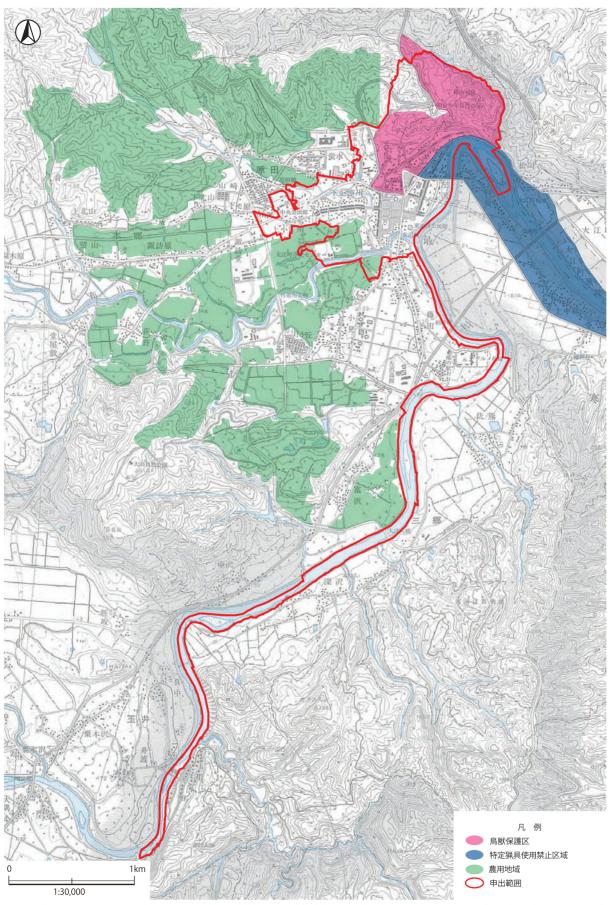


図8 申出範囲における法令等による規制の該当範囲1 (農業振興地域の整備に関する法律:農用地区域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律:鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域)

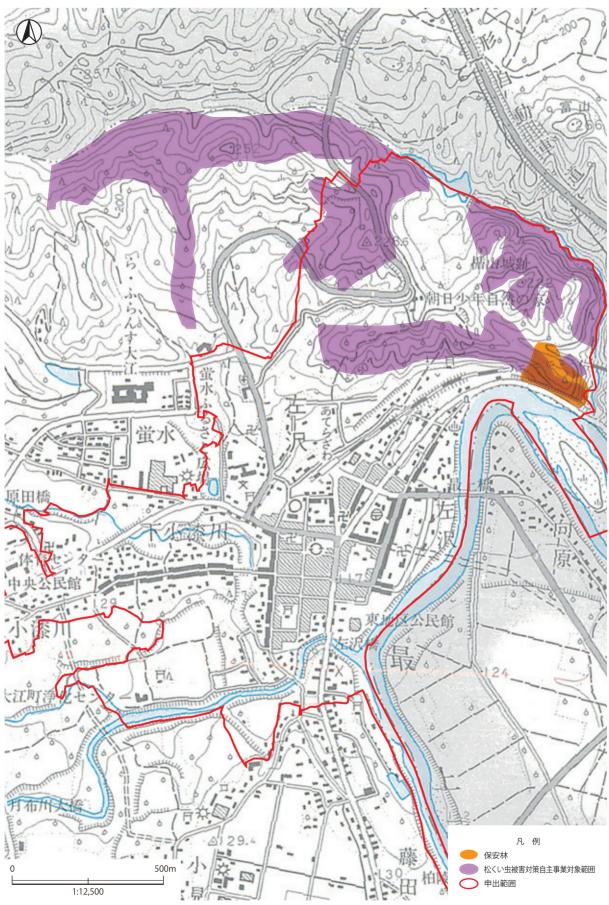


図 9 申出範囲における法令等による規制の該当範囲 2 (森林法:なだれ防止保安林、落石防止保安林、大江町森林整備変更計画 松くい虫被害対策自主事業対象範囲)

### (2) 保存に係る土地利用の考え方

本保存計画対象区域全域は、景観法に基づく「大江町景観計画」と「大江町景観条例」(「大江町景観条例施行規則」、「大江町景観計画」)の景観形成基準と行為規制の対象範囲に該当する。他に土地利用に対する既存の法令として、「都市計画法」「河川法」「農業振興地域の整備に関する法律」「文化財保護法」「大江町文化財保護条例」による行為規制がなされている。

最上川、月布川、市の沢川の河川区域は「河川法」の対象範囲として、流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全のため総合的な管理がなされており、同法において河川としての土地利用が担保されている。このような河川法に基づいた国土保全施設の設置もしくは管理に係る河川改修事業は、文化財保護法第136条、第139条の届出を行う必要はないが、現在も景観法及び大江町景観条例で規定する届出を要する行為をしようとする場合、景観行政団体の長である大江町長に通知しなければならない。通知された行為が町の基準に照らして不適切な場合、基準に則った行為となるよう協議を行う。文化的景観の保存においても町の景観形成基準及び文化的景観保存計画の当該河川や地区の方針に合致するよう協議を行う。なお、文化財保護法第140条に基づき、所有者等に対して重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況について文化庁長官が報告を求めることができる。

また、都市計画法に基づく都市計画区域が指定されており、対象区域内には、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の用途地域が含まれ、秩序ある土地利用が行われるとともに、開発行為が制限されている。

農地等は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、大江町全域に広がる農用地区域における開発行為が 規制されている。

対象区域内の保安林の指定を受けている範囲では、森林法により立木の伐採や土地の形質を変更する行為などが制限されている。

さらに、文化財保護法により指定された史跡内での現状変更は、文化庁長官の許可を得る必要があるととも に、同法による埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内における埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合においては、文化庁長官への届出を行う必要がある。

これらの法令によって、本計画の基本方針に沿った良好な景観が形成されるように土地利用を誘導する。

## 第2節 景観条例と景観計画

#### (1) 地域・地区の区分と条例に基づく届出

「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」は、大江町景観条例及び景観条例施行規則に基づいた行為規制により保存が担保されている。

大江町景観計画は、大江町全域が景観計画対象区域である。申出を行う範囲の大部分は、景観計画の地区区分で「市街地地域」に含まれ、最上川の一部が「田園地域」に含まれる。また申出範囲全体が、同計画で特別景観形成地区「最上川地区」「左沢町場地区」「楯山地区」内に定められている(図 10)。

大江町域において、景観条例施行規則で定められた「届出を要しない行為」の規模を超える行為(表 4)を 行う場合、大江町長に条例に基づく届出が必要である。届出た行為が景観形成基準に適合しない場合、景観形 成基準に適合するよう勧告が行なわれる。

表 4 大江町景観条例施行規則による選定申出範囲における届出を要する行為の規模

	行為	規 模 (特)特別景観形成地区、(市)市街地地域、		
建築物	新築、増築、改築、移転	<ul><li>(共)全地域共通</li><li>・高さが5mを超えるもの(市)</li><li>・建築面積が10㎡を超えるもの、ただし景観計画に別に定める範囲は60㎡を超えるもの(特)</li></ul>		
	外観を変更することとなる修繕、模様替、 色彩の変更	・面積が 60㎡を超えるもの(共)		
工 作 物 (屋外広告 物及び塀 を除く)	新設、増築、改築、移転	・電気供給又は電気通信のための施設については、高さが 15m を超えるもの(共)・擁壁については、高さが 2m を超えるもの・その他の工作物については、高さが 5m を超えるもの(共)		
	外観を変更することとなる修繕、模様替、 色彩の変更	・面積が60㎡を超えるもの(共)		
屋外広告物	新設、増築、改築、移転	・高さが 2.5m を超えるもの(共)		
	外観を変更することとなる修繕、模様替、 色彩の変更	・長さが 3m を超えるもの(共)		
塀	新設、増築、改築、移転	・地盤面からの高さが 1.8m を超えるもの(特		
	外観を変更することとなる修繕、模様替、 色彩の変更	・長さが 5m を超えるもの(特)		
開発行為(都市計画法第	4 条第 12 項関係)	・面積が 3,000㎡を超えるもの(特)		
	他土地の形質の変更 8 条第 1 号関係)	<ul> <li>・面積が 1,000㎡を超えるもの(特)</li> <li>・生ずる法面の高さが 2.5m を超えるもの(特)</li> <li>・生ずる擁壁の高さが 2m を超えるもの(特)</li> <li>・長さが 20m を超えるもの(特)</li> </ul>		
土石の採取、鉱 (町景観条例第	物の掘採 8 条第 2 号関係)	・面積が 1,000㎡を超えるもの(特)		
木 竹 の 伐 (町景観条例第	· 採 8条第3号関係)	・面積が 1,000㎡を超えるもの(特)		
	石、廃棄物その他の物件の堆積 8 条第 4 号関係)	・高さが 2.5m を超えるもの(特) ・面積が 100㎡を超えるもの(特)		

(特別景観形成地区又は市街地地域・田園地域の基準のうち該当する基準を抜粋)

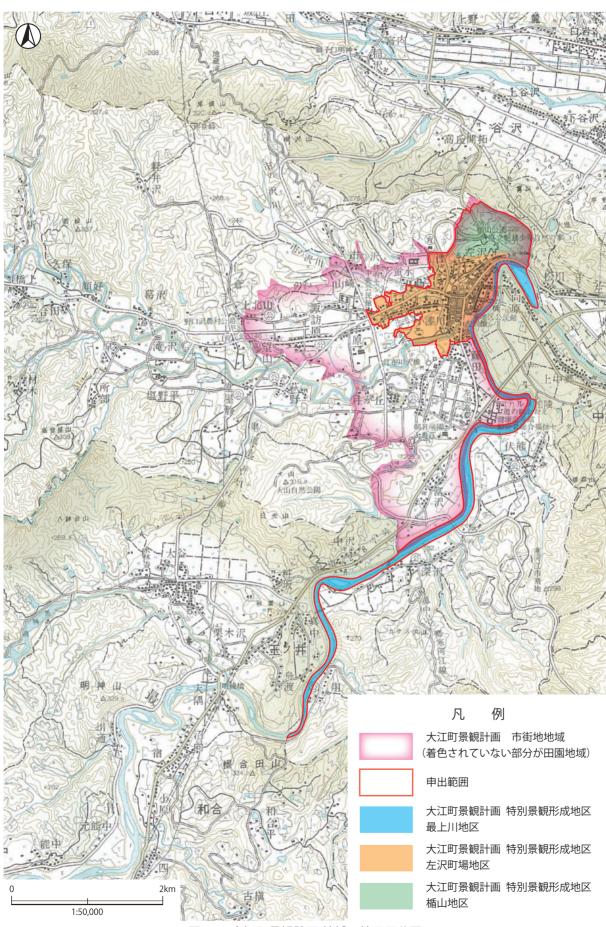


図 10 大江町景観計画 地域・地区区分図

#### (2) 景観計画の景観形成基準

申出範囲は、大江町景観計画対象地域の市街地地域及び田園地域に加え、特別景観形成地区として、以下のような景観形成の方針と基準が定められている(表5・6、図10・11)。

#### [ 特別景観形成地区 最上川地区における良好な景観の形成に関する方針 ]

最上川と川岸の地形が織りなす自然環境を保全し、舟運にまつわる信仰などの要素を顕彰して、左沢の自然 と舟運の歴史が体感できる景観の形成を図るものとする。

#### [ 特別景観形成地区 左沢町場地区における良好な景観の形成に関する方針 ]

街並みの連続性が保たれた土地利用、店蔵や商店建築などの歴史的建築、舟運時代を感じさせる諸要素を継承し、最上川との一体感や楯山等の眺望を保全しながら、市街地として賑わいのある景観の形成を図る。また、建築物や工作物の建設に際して、地区内の歴史的建築の高さや規模、色彩や形態に留意することで調和のとれた景観形成に努めるとともに、歴史や文化を表すサインや統一感のあるストリートファニチャーの導入によってストーリー性のある景観形成を図るものとする。

#### [ 特別景観形成地区 楯山地区における良好な景観の形成に関する方針 ]

緑豊かな環境の保全と中世山城跡としての歴史的空間を意識した景観の保存整備を図るものとする。

表 5 市街地地域・田園地域の景観形成基準

		表5 市街地地域・田園地域の景観形成基準 
区	分	景観形成基準 (市)…市街地地域、(田)…田園地域、(市・田)は共通の基準
建築物住宅	形態	・周辺景観の調和に配慮すること。(市) ・在来工法の伝統的な形態を基本とすること。(田)
・店舗	色彩	・屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落着きのある色彩とすること。(市・田) ・外壁は彩度の低い色とすること。(市)
	高さ	・道路に面する部分は圧迫感を感じさせない空間づくりに配慮すること。(市) ・2階建て以下を基本とすること。(田)
	位置	・道路及び隣地境界に面する壁面は、可能な限り後退させること。(市・田) ・山並みの眺望に配慮した位置とすること。(田)
	緑化	・道路に面する場所は花木などによる緑化に努めること。(市) ・河川敷との境界は生垣や花壇により緑化に努めること。(市) ・敷地内は花木などによる緑化に努めること。(田)
工作物 · 門 · 塀	形態色彩	
その他の	色彩	・周辺の景観と調和する色彩とすること。(市・田)
工作物	高さ	・周辺の景観に圧迫感を与えない高さとすること。(市) ・楯山、大山からの眺望に配慮した高さとすること。(市) ・周辺の景観に配慮した高さとすること。(田)
	位置	・山並みの眺望に配慮した位置とすること。(田)
屋外の集積及	高さ規模	・集積物等は、周辺の景観に配慮した高さとすること。(市・田) ・集積等の面積は必要最小限にとどめること。(市・田)
び貯蔵	位置	・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺 の景観に配慮すること。(市・田)
土地の形質の	形状	・造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめること。(市・田) ・斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮すること。(田)
変更	性質	・法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図ること。(市・田) ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。(市・田)

表 6 特別景観形成地区(「最上川地区」「左沢町場地区」「楯山地区」)の景観形成基準

区	分	景観形成基準 (最) …最上川地区、(左) …左沢町場地区、(楯) …楯山地区 2地区以上に該当する基準は()内に該当する地区の頭文字を記載
建築物・住舗・店舗	形態	・屋根の形態は、内町・横町通り、原町通り、御免町通り沿いにおいては、周辺の歴史的な建築の様式(入母屋、切妻、寄棟など)又はそれを模した意匠とすること。(左)・表の通りから望見できる場所については、木製の格子窓や格子戸、妻部分における小屋組(和小屋)の梁の露出など、周辺の歴史的な建築に用いられている近代以前の形態、またはそれを模した意匠を積極的に取り入れること。(左)・内町・横町通り、原町通り、御免町通り、役場前の通り、駅前の通り沿いにおいては、屋外設備は道路から容易に望見できない位置とするか、覆いを施し周辺の景観に配慮すること。(左)
	色彩	・外観は白又は土壁等自然素材の色で低彩度または無彩色を基本とすること。(左・楯) ・表の通りから望見できる場所の窓枠や扉などの建具には、木製の建具を模した色彩(低 明度かつ低彩度)を積極的に用いること。(左・楯) ・屋根は黒又は彩度と明度が低い色彩を用いること。(左)
	高さ	・周辺の建築物及び地形並びに楯山の稜線に配慮した高さとすること。(左) ・内町・横町通り、原町通り、御免町通り沿いにおいては、同じ通りに並ぶ建築物の高さ に配慮すること。(左)
	位置	・内町・横町通り、原町通り、御免町通りなどの歴史的建築物が並ぶ通りでは、壁面を合わせ、街並みの連続性の確保に努めること。(左)
工作物	高さ	・地形の連続性及び楯山の稜線に配慮した高さとすること。(最・左・楯)
工作物・塀	形態	・内町・横町通り沿いにおいて、道路との境界に塀を設置する場合は、板塀を基本とすること。(左) ・原町通り沿いの道路との境界に塀を設置する場合は、土塀又はそれを模した塀や板塀を基本とすること。(左)
土地の	形状	・土地の形状変更は、必要最小限にとどめること。(最・左・楯)
形質の変更	性質	・営農及び山林の維持管理並びに史跡の整備のための樹木の伐採以外は、保存に努めること。(楯)

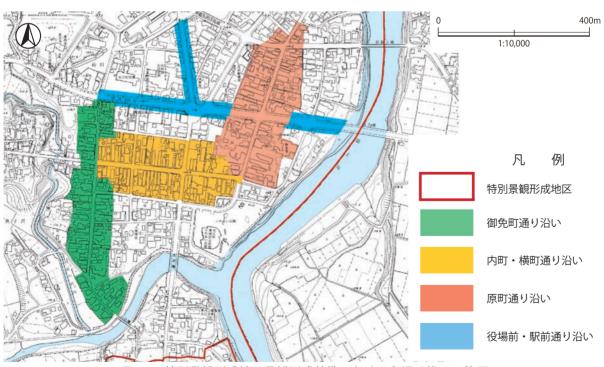


図 11 特別景観形成地区景観形成基準における各通り沿いの範囲

## 第3節 重要な構成要素

#### (1) 要素の特定

最上川の流通・往来及び左沢町場の景観を形成する重要な構成要素として、河川3要素、道路3要素、橋梁1要素、遺跡1要素、街並み3要素、建築24要素の6種類35要素を特定した。これらの重要な構成要素は、次節の取扱基準により現状変更等について文化庁長官への届出を行う対象とする。なお、河川等6種類の要素は種類ごとに以下の観点から重要な構成要素に特定した。

#### ① 河 川

地形や地理的環境など河川に係る自然環境は、最上川の流通・往来及び左沢町場の景観において、当地の土地利用や生活・生業を知るうえで欠くことができない。そのため舟運に利用された最上川、左沢で最上川に合流し谷口集落という性格をあらわす月布川、城が置かれた要害の地を形成する市の沢川を重要な構成要素に特定した。

#### ② 道 路

左沢の景観形成において、道路は城下町の構造や交通の要衝という性格をあらわす重要な要素である。

左沢には、18世紀の絵図にみられる最上川沿いを南下する「米沢往来」や楯山麓を通る寒河江方面への道、最上川を渡る「山形道」や城下町の中央から城を通って大井沢街道に至る道を継承した道路が通っている。これらは城という拠点が置かれた水陸交通の要衝という立地を端的に表している。また、城下町特有の鉤型の形状や主要な通りの配置、道路沿いに形成された短冊地割は、城下として展開した左沢の姿を継承している。

そのため、近世の絵図に見られる「御免町通り」「内町・横町通り」「原町通り」及び各通りと関連する図12で示した道路を重要な構成要素に特定した。

#### ③ 橋 梁

左沢にとって最上川は交通路である一方で町の境界であり、陸路においては対岸との交通を阻む要素であった。近世には左沢から最上川を舟で渡って村山盆地へ向かう道が存在し、近代には最上川で2番目に橋(旧最上橋)が架けられた。現在はさらに新しい橋(最上橋)が建設されて、左沢と東の村山盆地中心地とのアクセスが容易になっている。このように左沢における流通・往来を語るうえで欠くことができないことから、旧最上橋を重要な要素に特定した。

#### 4 遺跡

左沢の歴史上、最初に政治的な拠点が置かれたのは左沢楯山城の築城に遡る。左沢楯山城跡はこのことを示す遺跡である。楯山の機能は左沢楯山城として見張ることや威嚇することから、「日本一公園」として最上川を望む景勝地に変化したが、そこからの眺望は最上川と町場を見下ろす、城主が眺めたであろう歴史的な視点を持つものである。これらのことから、景観形成にとって欠かせない要素であるとして重要な構成要素に特定した。

#### ⑤ 街並み

最上川舟運などの流通・往来に根差した暮らしを語る街並みは、左沢の生活・生業を知るうえで重要な要素である。政治的な拠点として構築された城下町の構造が継承されるなかで、最上川舟運の河岸とともに暮らしが営まれ街並みが形成されたことが、左沢の景観における大きな特徴の一つである。

街並みのなかには城下町の構造をあらわす短冊地割や道、社寺と舟運時代の繁栄と風格を伝える商家や土蔵などが存在する。

これら有形の要素に加え、交易がおこなわれた商業地としての性格を継承する商店街やそこに住む人々が担い手である囃子屋台や祭礼などが存在する。これら無形の要素も暮らしに根差した景観形成において重要な役割を果たしている。このような左沢市街地の街並みについて、それらが形成された背景から「小漆川城跡の街並み」「城下と河岸の街並み」「近代化により形成された街並み」の3つを特定し、これらを重要な構成要素とした。

#### 6 建築物

建築物の基本的な考え方として、小漆川城下町などに由来する政治的拠点として造られた町の性格・構造を 伝えるもの、最上川舟運をはじめとする交易の町として発展したことを伝えるもの、あるいはその両者が複合 したものを要素として特定した。

なかでも商業地に分布する商店建築や事業所は前記の複合した要素にあたるため、2つの視点から絞り込みを行なった。

1つ目は、交易による富と町の賑わいを伝える建築物あるいは建築物群として、近世から続く家で間口が広い敷地に門や塀、住宅、土蔵などがまとまっで継承されている例や、典型的な土蔵の例を特定した(金子家、清野家、富士屋)。

2つ目は、短冊地割の暮らしを伝える土地利用がみられるものとして、近世あるいは近代から続く通り側から商店建築、住宅、土蔵が並ぶ短冊地割の土地利用を理解することができるものとした。御免町、内町・横町、原町通り沿いの短冊地割上に商店+土蔵あるいは、住宅+土蔵の歴史的な建築が継承されている例と、通りに沿いに軒が続いて商店や事業所が並んでいた町の賑わいを伝える商店建築や事業所を特定した(ヤマトニ菊地商店、五十嵐家、菊地家、安彦こうじ店、上田家、林武一郎商店、菊地糀屋、髙取家、山家家、旧廣野家、薬の髙取藻江堂)。

### (2) 重要な構成要素

×	区 分		要素の名称		要素の名称	所在・範囲	備	考
1	河	Ш	1	最	<u>L</u> JII	大江町内の最上川の河川区域		
			2	月布川		月布川の河川区域の一部		
			3	市	の沢川	市の沢川の河川区域の一部		
2	道	路	4	「御道」	即免町通り」関連の 路	町道左沢駅前藤田線の一部		
			5		内町・横町通り」関 の道路	主要地方道長井大江線、県道左沢浮島線、町道 北山線ほか		
			6	「原路	原町通り」関連の道	国道 458 号、主要地方道天童大江線、町道百目 木原町線ほか		
3	橋	梁	7	[日:	最上橋	橋梁の大江町域部分		
4	遺	跡	8	左	沢楯山城跡	国指定史跡左沢楯山城跡の範囲		
(5)	街立	位み	9	小	漆川城跡の街並み	大江町大字左沢字小漆川ほか		
				城	下と河岸の街並み	大江町大字左沢字元屋敷ほか		
			10		御免町、内町・横 町、原町通り周辺	大江町大字左沢字原町ほか		
			10		最上川沿い	大江町大字左沢字元屋敷ほか		
					松山藩左沢代官所 跡周辺	大江町大字左沢字横町ほか		
			11		代化により形成さ た街並み	大江町大字左沢字前田ほか		
6	建築	き物	12	光	明院	大江町大字左沢字原町 159- 2		
			13	大	瀧山不動尊	大江町大字左沢字元屋敷 2266		
			14	八	幡神社	最上川州		
			15	天	満神社	大江町大字左沢字内町 458- 1	暮らした 納物	:係る奉
			16	實	相院	大江町大字左沢字内町 458- 1		
			17	神	明社	大江町大字左沢字小漆川 718		
			18	医	王寺 薬師堂	大江町大字左沢薬師堂 831-8		
			19	法	界寺	大江町大字左沢字前田 917- 1		
			20	巨海院 大江町大字本郷字古城裏己 7 ほか				子運や小 ご関わる :ど

×	公 分		要素の名称	所在・範囲	備考
6	建築物	21	金子家	大江町大字左沢字原町 162	
		22	ヤマトニ菊地商店	大江町大字左沢字原町 176-1 ほか	
		23	清野家	大江町大字左沢字原町 183 ほか	
		24	五十嵐家	大江町大字左沢字原町 205	
		25	片桐家	大江町大字左沢字原町 216	
		26	菊地家	大江町大字左沢字原町 221	
		27	安彦こうじ店	大江町大字左沢字横町 326	
		28	上田家	大江町大字左沢字横町 327	
		29	林武一郎商店	大江町大字左沢字内町 358 ほか	
		30	菊地糀屋	大江町大字左沢字原町 379	
		31	髙取家	大江町大字左沢字横町 434	
		32	山家家	大江町大字左沢字内町 414 ほか	
		33	旧廣野家	大江町大字左沢字内町 443	
		34	薬の髙取藻江堂	大江町大字左沢字内町 904	
		35	富士屋	大江町大字左沢字内町 2595	

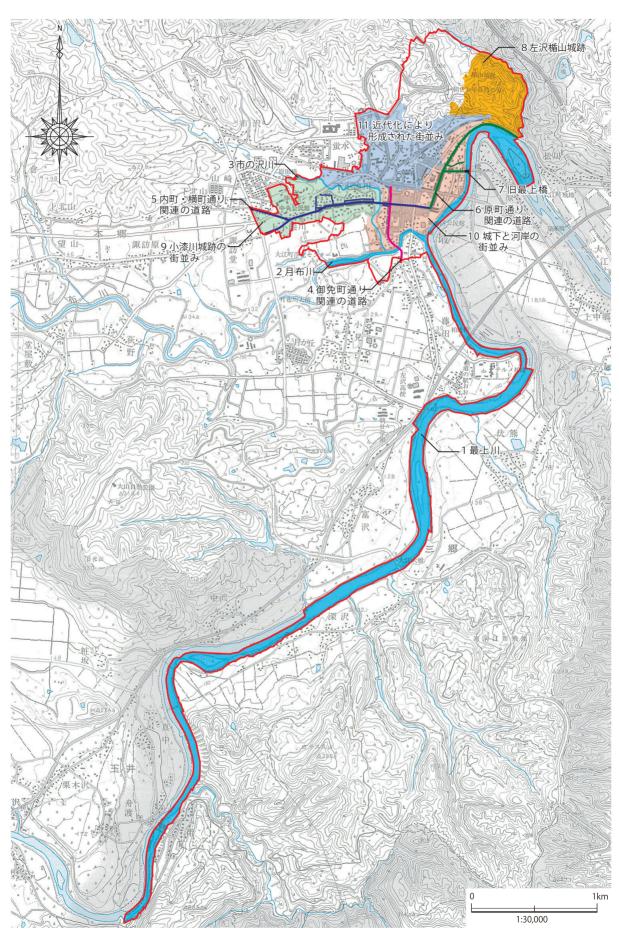
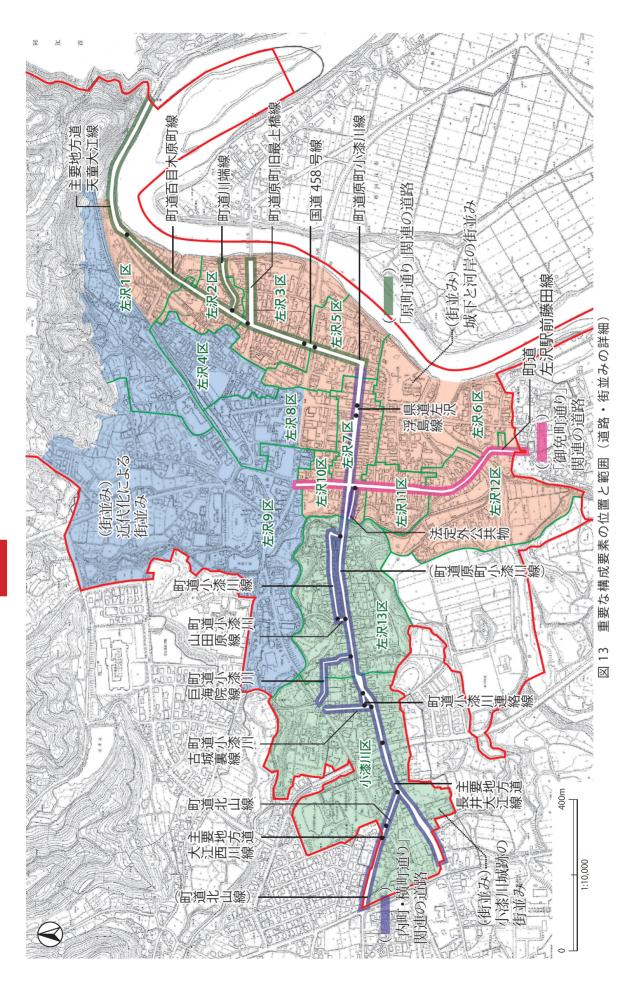
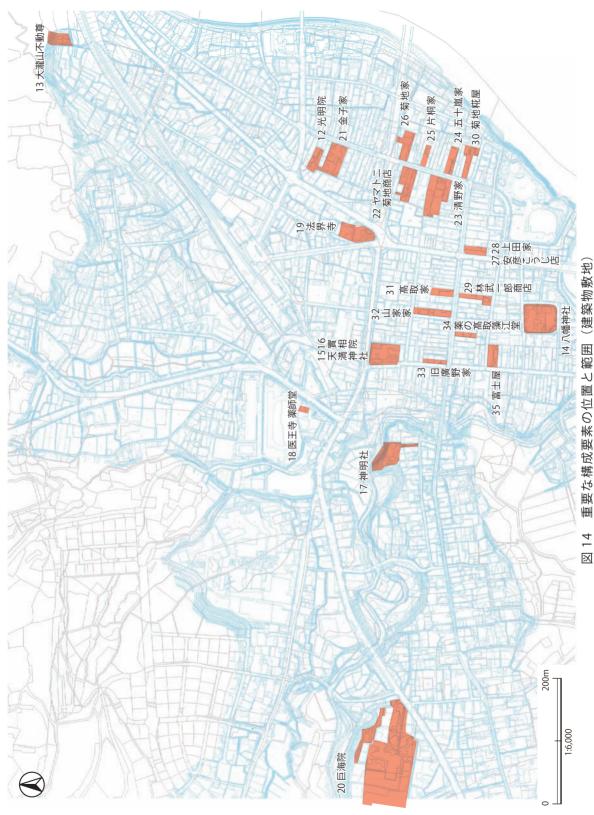


図 12 重要な構成要素の位置と範囲 (河川・遺跡)



第3章



 ${\rm I\hspace{-.1em}I} -$ 31

	区分				要	素	の	名	称	
1	河川	1	最	上	][[					

所在・範囲 大江町内の最上川の河川区域

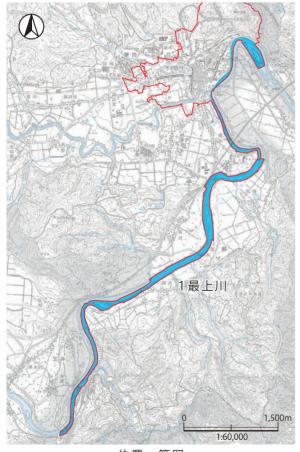
(上流部左岸 X -185417.875、 Y -56906.527、同右岸 X -185479.035、 Y -56918.998、下流部左岸 X -179585.469、 Y -53653.914、同右岸 X -179636.531、 Y -53758.855 の範囲、面積 724.840.07㎡)

#### 説明

左沢の景観が最上川舟運の流通・往来に根差して形成されたことを語る要素である。

最上川は置賜の吾妻山地の源流から山形県を流れ日本海に注ぐ全長 229 km、流域面積 7,040 kmの一級河川である。最上川は盆地と峡谷部を交互に流れ庄内平野から日本海に注ぐ。置賜から五百川峡谷を流れ下った最上川が村山盆地に流れ出た場所、河口の酒田からは約 136 km遡った位置に大江町の左沢がある。左沢に所在する中世の左沢楯山城は最上川を意識した構造であり、江戸時代、左沢は最上川舟運において舟を転換する河岸として重要な役割を果たした。さらに河口から西廻り航路に連結して全国につながっていた最上川舟運は、内陸の左沢に全国的なスケールにおける流通・往来をもたらした。

現在も、大江町内の最上川では楯山麓で峡谷から盆地に流れ出る姿や、水上交通の目印であった「明神ハゲ (用のハゲ)」、難所「左巻」など舟運と関わる地名と信仰、それらに係る自然景観を見ることができる。また、左沢が発祥の地と言われる民謡「最上川舟唄」が保存会によって歌い継がれるなど、最上川は左沢の町場景観にとって欠かせない重要な構成要素である。



位置·範囲



五百川峡谷を流れる最上川(用「明神ハゲ」)



村山盆地に流れ出る最上川(楯山から)

 区 分
 要素の名称

 ① 河川 2 月 布 川

#### 所在・節囲 月布川の河川区域の一部

(上流部左岸 X -180223.196、Y -55314.582、同右岸 X -180265.797、Y -55284.033、下流部左岸 X -179975.779、Y -54528.857、同右岸 X -180050.000、Y -54537.546 の範囲、面積 36,729.09㎡)

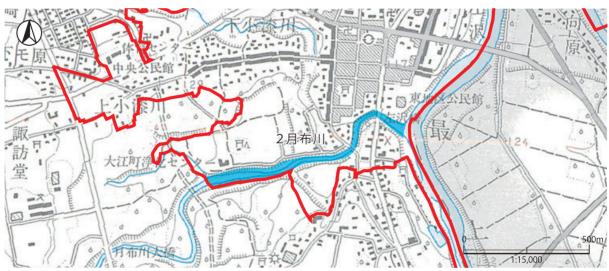
#### 説明

左沢町場の形成において、月布川流域の農山村で産する商品作物または、それらの集散地としての機能は欠かせないものであり、月布川はこれら農山村と町場左沢の関係を端的に表す要素である。

月布川は、大江町西部の朝日山地から流れ出て町を東西に横断し左沢で最上川に注ぎ込む。大江町では 月布川とその支流に沿って集落が展開しており、左沢はこれらの農山村集落を後背地とする谷口に立地す る。

農山村の集落では、最上川舟運で運ばれて遠隔地に移出された特産物の一つ、良質な青苧が栽培されていた。青苧は左沢領民や近世左沢藩の財政を支えるとともに、左沢の市で取引され、左沢の町場は農山村との互恵関係のうえに成り立っていた。

西から左沢市街地に流れ込んで最上川と合流する月布川は、このような農山村と左沢町場との関係を物語る重要な要素である。



位置・範囲



月布川と最上川の合流地点



左沢へ流れ込む月布川(川口橋から上流)

	区分			要	素	の	名	称
1	河川	3	市の沢川					

所在・範囲 市の沢川の河川区域の一部

(上流部左岸 X -179552.961、Y -55557.670、同右岸 X -179561.022、Y -55547.212、下流部左岸 X -180123.943、Y -54809.664、同右岸 X -180129.567、Y -54820.503 の範囲、面積 16.719.22㎡)

#### 説明

市の沢川は左沢藩の小漆川城とその城下町の構造を伝える要素である。

市の沢川は西から左沢に流れ込む。そして、南に向きを変えて小漆川の台地先端を廻り谷を形成しながら月布川に注ぎ込む。小漆川の台地上には左沢藩による小漆川城が築かれ、市の沢川を隔てて東側の段丘上には城下町が建設された。

このような川と地形の様子は、左沢に小漆川城と城下町という政治的拠点が形成されたことを端的に表す重要な要素である。



位置・範囲



城跡(左手前)と旧城下町(右奥)を隔てる市の沢川



谷を形成する市の沢川

	区分		要 素 の 名 称
2	道路	4	「御免町通り」関連の道路

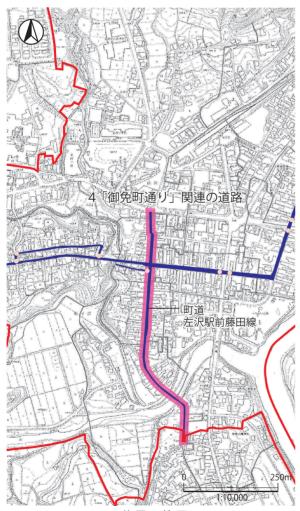
所在・範囲 町道左沢駅前藤田線の一部

説明

陸上交通の要衝と城下町という左沢の性格を表す要素である。

「御免町通り」関連の道路は、近世の絵図に描かれた道である。川口橋で月布川を渡り、「米沢往来」(西部街道)を進むと藤田の道沿いに近世の追分石があり、米沢方面へ至る重要な道であった名残りがみられる。 置賜から最上川沿いに北上し村山盆地へ抜ける要衝にあたる左沢の立地が端的に表れている。

また、天満神社の前に鉤型の道が残り、両側には短冊状の地割が継承されている。「御免町」の名とともに小漆川城下町の構造をうかがうことができる。



位置・範囲



「天神前」の鉤型の道



川口橋付近

	区分		要素の名称
2	道路	5	「内町・横町通り」関連の道路

所在・範囲 主要地方道長井大江線の一部、主要地方道大江西川線の一部、県道左沢浮島線の一部、町道北山線の一部、町道小漆川山田原線の一部、町道小漆川線、町道小漆川巨海院線の一部、町道原町小漆川線の一部、町道小漆川古城裏線の一部、町道小漆川連絡線、大江町大字左沢字内町 510 番と同 511 番 11 に挟まれ同 540 番 3 と町道原町小漆川線に挟まれるまでの道

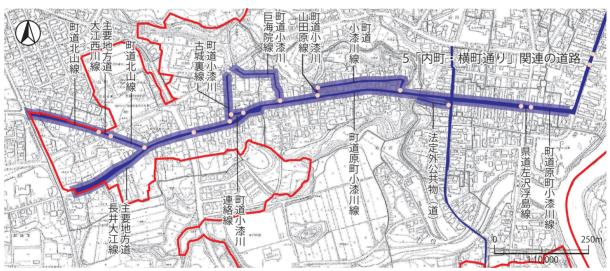
#### 説明

陸上交通の要衝と城下町という左沢の性格を表す要素である。

現在中央通り商店街がある内町・横町から小漆川城跡を経て大井沢街道を通り、西部の後背地へと延びる道筋と関連する道路である。

城が築かれた小漆川の台地を西へ進むと、小漆川の分岐点に「左 大井沢 右 北山みち」と記された 追分石が置かれていて、町西部に広がる後背地との往来をうかがわせる。

小漆川の台地は明治期の切り通し工事や現代のバイパス工事により改変を受けているものの、城下町の 直進路を避けて鉤型に折れ曲がった道路や、巨海院に至る道が継承されている。また、城下町の内町・横 町部分では近世の絵図で確認できる道が分水界に沿って延び、通りに沿った短冊地割とともに城下町の構 造を今に伝える。



位置・範囲



内町・横町から小漆川へ



小漆川の追分石

区分			要素の名称
2	道路	6	「原町通り」関連の道路

所在・範囲 国道 458 号、主要地方道天童大江線の一部、町道百目木原町線の一部、町道川端線、町道 原町旧最上橋線、町道原町小漆川線の一部

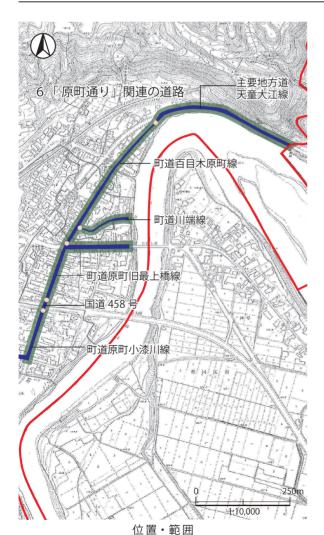
### 説 明

陸上交通の要衝と城下町という左沢の性格を表す要素である。

近世の絵図にみられる原町通りを北進して楯山麓を通り、桟摺橋(桜瀬橋)を渡って最上川沿いを寒河 江方面に進む道路は、拡幅が行われているものの現在も継承されている。

原町の北で原町通りから分かれ、桜町渡船場から最上川を渡って対岸の中郷(寒河江市)に進む道は、 近世の絵図では「山形道」と書かれている。近世の渡船は明治期に「最上橋」(現在の旧最上橋)に代わる。

城下町にあたる原町では道が分水界に沿って延び、道沿いの短冊地割や商家とともに城下町の構造と暮らしを今に伝える。





最上川へ続く道



原町から元屋敷へ

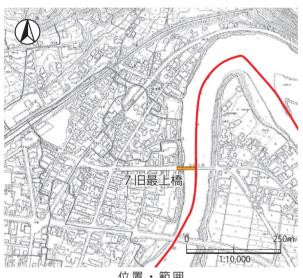
区 分					要	素	の	名	称	
3	橋	梁	7	旧最上橋						

所在・範囲 大江町大字左沢字柳田 256 番 4 と同 260 番 9 に挟まれた大江町道原町旧最上橋線と寒河 江市道川口原最上橋線に挟まれた橋梁の大江町域部分(面積303.06㎡)

#### 明 説

左沢における交通の変遷を表す要素の一つである。

桜町渡船場から中郷に至る往来「山形道」は、近世から主要な往来の一つであったが、明治 16年、初代 最上橋が最上川本流に架かる橋としては2番目に建設された。現在の旧最上橋は4代目で昭和16年に竣 工したものである。橋自体が土木遺産として高い評価を受けるとともに、橋の下の川には旧最上橋(木橋) の橋脚跡を見ることができる。



位置・範囲



旧最上橋



木橋時代の旧最上橋(~昭和初期頃)



旧最上橋(木橋)の橋脚跡

区分			要素の名称	
4	遺	跡	8	左沢楯山城跡

所在·範囲 山形県西村山郡大江町大字左沢字元屋敷 48 番他 275 筆 (面積 248,511.72㎡)

### 説明

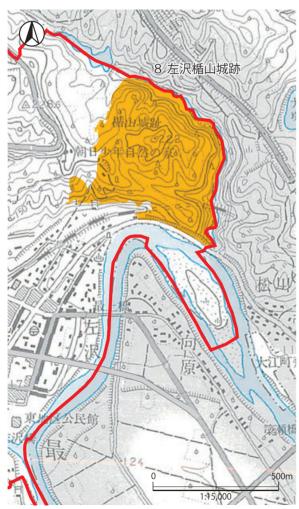
中世における拠点の形成と交通の要衝という左沢の立地を表す要素である。

左沢楯山城跡は市街地の北方に連なる稲沢山丘陵東端の楯山に位置する。麓では最上川が大きく流れの向きを変え、その攻撃斜面にあたる楯山南側に急斜面が形成されている。

左沢楯山城はこの急斜面を利用し、最上川に近接して川を見張るのに絶好の場所に築かれた中世の山城である。発掘調査では掘立柱建物跡が検出され、15世紀前半から17世紀の大陸産陶磁器などが出土した。曲輪や切岸、堀切などの地形も良好に残っており、平成21年、「村山地方の中世から近世に至る動向を知る上で貴重な城跡」として国の史跡に指定された。

現在、城跡の一部がそこからの眺望を称えて「日本一公園」と呼ばれ、同公園内には「最上川舟唄碑」が建立されている。

城跡の地形や遺構が山城の存在を伝えるとともに、中世、水陸交通の要衝でにらみを利かせた城の眺望 環境は、近代以降、最上川と左沢市街地を眼下に望む左沢の代表的な景勝地に転じて現在に継承されている。



位置·範囲



曲輪跡



左沢楯山城跡全景

	区分		要素の名称
(5)	街並み	9	小漆川城跡の街並み

所在・範囲 山形県西村山郡大江町大字左沢及び小漆川地内(左沢13区・小漆川区の区域)

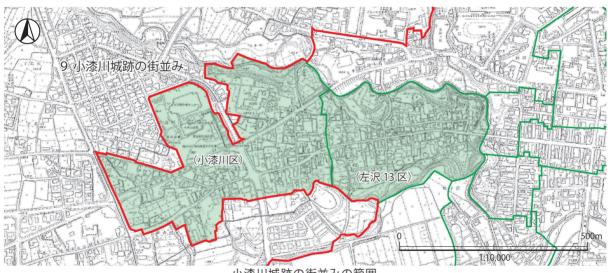
#### 説 明

近世、左沢に政治的拠点が築かれたことを表す要素である。

左沢藩は17世紀前半に近隣の有力な外様大名への対策として配された宗家酒井家(庄内藩)のもとで、 最上川筋の要衝を押さえる位置におかれた。小漆川から古城裏の街並みでは、現在も小漆川城の痕跡や武 家屋敷の地割などをみることができる。

小漆川の台地は市の沢川と月布川の谷によって南・北・東が隔てられた要害の地である。この地形を生 かすように左沢藩主酒井直次が小漆川城を建設し、城が廃された松山藩左沢領の時代にも小漆川に武家が 居住した。また小漆川城の築城と同時期に左沢藩主が巨海院を菩提寺とする。巨海院は楯山麓から城の西 方に移転し、小漆川城の支城的な役割を担ったとされる。

小漆川城跡の街並みでは、現在もこれらの地形や城とともに配された社寺、間口の広い武家屋敷風の地 割や大型の民家をみることができる。



小漆川城跡の街並みの範囲



小漆川の台地と住宅地



小漆川城跡の地形 (畑が二の丸の堀跡、左側が二の丸)

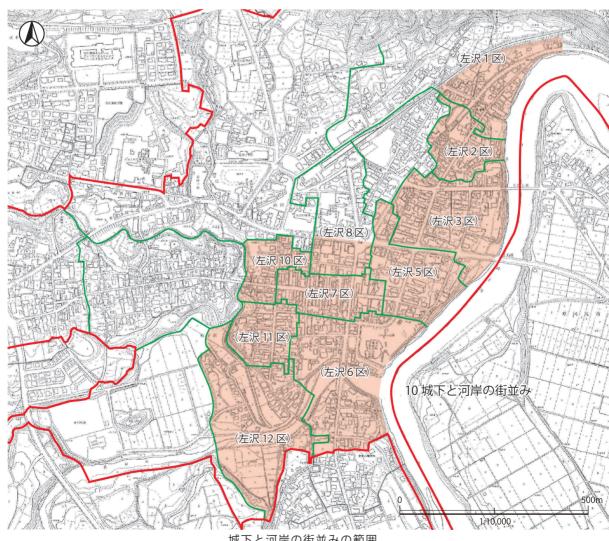
X 分 要素の名称 城下と河岸の街並み 街並み (5) 10

所在・範囲 山形県西村山郡大江町大字左沢地内(左沢2区・3区・5区・6区・7区・10区・11区・12区の 範囲及び同1区のうちJR左沢線線路より南側と同8区のうち国道458号より南側の範囲)

左沢に政治的拠点が築かれたことと、最上川舟運を含む複合的な流通・往来が存在して左沢の町場が形 成されたこと表す要素である。

小漆川城の城下町として形成された道や地割の骨格を生かしながら最上川舟運や農山村との交易と共に 暮らしが営まれたという左沢の特徴が色濃く現れた街並みが継承される。

城下と河岸の街並みは複合的な要因から形成されたものであるため、下図で示す範囲全体を重要な構成 要素とし、「御免町、内町・横町、原町通り周辺」、「最上川沿い」、「松山藩左沢代官所跡周辺」に分けて特 徴を記載した。



城下と河岸の街並みの範囲

 区 分
 要素の名称

 ⑤ 街並み 10 城下と河岸の街並み

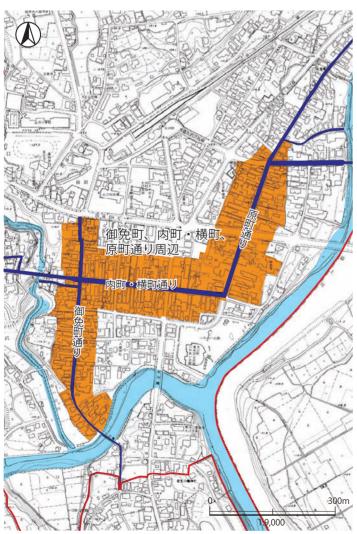
A 御免町、内町・横町、原町通り周辺

#### 説明

御免町通りと内町・横町通り、原町通りは小漆川城下町として建設されたと伝わり、近世の絵図でも通りの存在を確認できる。通り沿いには商人や職人が居住し、最上川舟運や谷口に位置する左沢の立地を背景とした経済的な豊かさを獲得して文化を育んだ。

各通り沿いの短冊地割や要所に置かれた社寺などは近世の配置を継承する。短冊状の地割では、各通り沿いに店、その奥に住まい、蔵という順序で構成された土地利用がみられ、通りに沿って連続した街並みが形成されている。なかでも下図でオレンジ色に着色した部分は、短冊地割の街並みを良好に継承している。

併せて当地に暮らす人々が担い手となった御免町や七区(内町組)の囃子屋台などは、舟運を背景として繁栄した文化を受け継いでいる。商家の屋号を持つ家も多く、内町・横町は「中央通り商店街」として商店が立ち並び、「初市」や「ひな市」が行われている。



御免町、内町・横町、原町通り周辺の短冊地割が良好にみられる場所



御免町囃子座保存会(おおえの秋まつり)



初 市(内町・横町通り)



原町通り

 区分
 要素の名称

 ⑤ 街並み 10 城下と河岸の街並み

#### B 最上川沿い

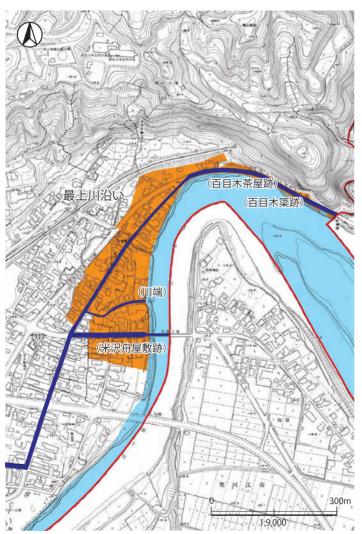
#### 説明

元屋敷から桜町にかけて最上川に沿った街並みでは、桜町渡船場跡への取付け道路や最上川に下りる路 地が分布し、最上川との関係性を伝える構造がみられる。

範囲内には、近世、河岸で商人荷物の積み下ろしが行われたとされる川端や「米沢舟屋敷」の跡地が所在する。明治期以降には、船持ちと船頭を兼ねる者が多数活躍しているが、これらの多くが桜町や元屋敷の川べりの出張りに居住するようになったと考えられている。

また、当地に暮らす人々と最上川の関係を、百目木の築跡や「百目木茶屋唄」「百目木甚句」などにみることができる。

なかでも下図オレンジ色で着色した部分は特に街並みと川が連続した空間が形成されているなど、最上 川沿いの特徴的な景観が見られる場所である。



最上川沿いの特徴的な景観がみられる場所



川沿いから見た最上川と街並み



対岸から見た最上川と川沿いの街並み



原町一桜瀬橋間の街並み

 区分
 要素の名称

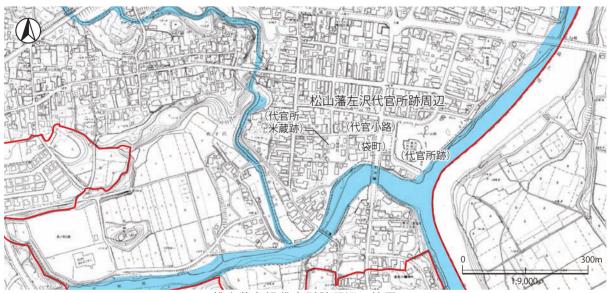
 ⑤ 街並み 10 城下と河岸の街並み

#### C 松山藩左沢代官所跡周辺

### 説 明

東町周辺では松山藩左沢代官所設置に伴って家臣の武家が居住した街並みが広がる。現在の町民ふれあい会館の場所に松山藩左沢代官所が設置され、その周辺には近・現代の新道建設などによる改変を受けながらも、間口が広い武家が居住した地割や「代官小路」「袋町」などの地名が継承されている。

現在の八幡神社境内地は、松山藩左沢代官所の米蔵があり最上川支流の月布川から蔵米を積み降ろしたと伝わる。



松山藩左沢代官所跡周辺の地図



「袋町」と松山藩米蔵跡(現在の八幡神社)



「代官小路」